

団体所得補償保険の ご案内

所得補償保険

【所得補償保険にご加入の皆さまへ】

令和7年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、所得補償保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

**万一、病気やケガで働けなくなった場合の
就業不能中の所得をカバーし、あなたの生活をお守りします。
ご家族の生活のためにもご加入をおすすめします。**

入院による
就業不能には
手厚い補償
(入院による就業不能時追加補償特約
をセットしたプランのみ)

病気やケガで入院・
医師の指示による
自宅療養中の所得を補償

最長1年間の長期補償！
通算で1,000日保険金を
受け取るまでご契約の
継続が可能！

全国医師協同組合連合会の
スケールメリットを活かした
30%割引！

(団体割引適用)
無事故戻し返れい金
保険料の **20%**
(中途脱退の場合、返れい金はありません。)

所得補償保険は、所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットした保険で、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間中に、病気またはケガにより就業不能となった場合の所得の減少に備える保険です。



保 険 期 間 令和8年7月1日午後4時から1年間

取 扱 代 理 店 香川医師協同組合

申 込 締 切 日 令和8年6月19日(金)

引 受 保 険 会 社 損害保険ジャパン株式会社

お問い合わせ窓口 香川医師協同組合

病気やケガによる就業不能中の月々の所得を補償します。

保険金のお支払方法等重要な事項は、『この保険のあらまし』以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

所得補償保険の特長

1 病気・ケガで入院、医師の指示による自宅療養中の月々の所得を補償します。

- 入院、医師の指示による自宅療養のため、業務にまったく従事できない場合の所得を補償します。
- 所得とは、勤労によって得られる所得をいいます（利息収入等は含まれません。）。



2 世界中・24時間 いつでも補償します。

- 業務中・業務外、国内・国外、病気・ケガを問わず就業不能になった場合に補償します。



3 最長1年間の長期補償、長期の継続も可能です。

- 補償の対象となる期間は、支払対象外期間を超えた就業不能期間で、かつ、対象期間（1年）を限度とします。
※1 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
※2 対象期間を超えた就業不能はお支払いの対象となりません。
- 通算して1,000日分保険金を受け取られるまでご契約を継続できます。



4 医師の診査は不要です。

- 所定の告知書の質問事項にお答えいただくのみで医師の診査は不要です。
※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

5 団体割引30%、個人で加入されるよりもお得です。 さらに、1年間無事故なら、保険料の20%を返れいします。 （中途脱退の場合、返れい金はありません。）

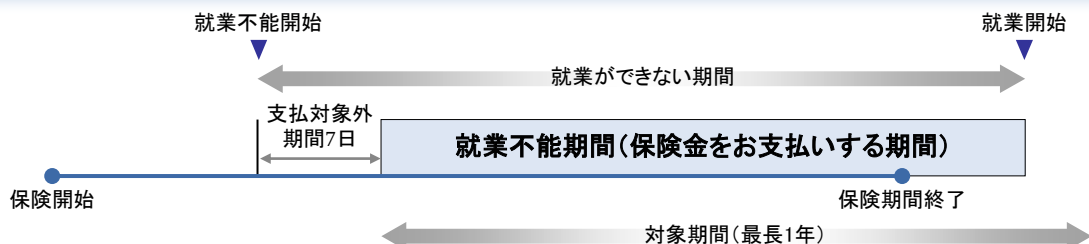


6 ケガによる万一の死亡・後遺障害も補償

- 特約により、万一の事故によるケガが原因の死亡・後遺障害が補償されます。

7 天災危険補償特約、入院による就業不能時追加補償特約や 代行者雇い入れ費用を補償するプランもあります。

所得補償保険のしくみ



- ※ 保険期間中に始まった就業不能がこの保険の基本補償のお支払対象です。
- ※ 保険金お支払対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。
- ※ 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
- ※ 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。
 なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。
 (※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。
- ※ この保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間(7日)を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、入院による就業不能時追加補償特約をセットしたプランの場合、入院による就業不能については、支払対象外期間(7日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。7日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※ 「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

補償内容一覧

所得補償保険

①基本補償

万一、被保険者が病気やケガで働けなくなった場合の就業不能中の所得を補償。

②オプション 入院による就業不能時追加補償約(支払対象外期間0日)

基本補償の支払対象外期間(7日)中であっても、入院による就業不能期間を保険金支払対象とする。

③オプション 天災危険補償特約(所得補償保険用)

地震・噴火または津波によって被った傷害による就業不能を補償。

④オプション 事業主費用補償特約

被保険者が身体障害を被り、就業不能となった結果、事業主が事業主費用を負担することによって損失を被った場合に事業主に保険金を支払う。

※契約締結時に「給与等の費用」か「代行者雇い入れ費用」のいずれかを選択

⑤オプション 事業主費用(代行者雇い入れ費用) + 事業一時休止費用追加 補償特約※

被保険者が就業不能となった結果、代行者雇い入れ費用に加え、代行者を雇い入れるまでの間等、事業を一時的に休止せざるを得ない場合に事業主が支出した費用を補償。

＜代行者を雇い入れのために要した費用＞

代行者を雇い入れたことにより事業主が代行者に対して支出した給与、交通費等の費用および代行者を雇い入れるために事業主が支出した求人広告費等の費用

＜代行者を雇い入れるまでの間等事業主が一時的に休止せざるを得ない場合において

事業を休止した日から事業を再開した日までの間に支出を要した事業主が支払い続ける費用＞

- ・給与等の費用
- ・地代家賃および営業用機器等の賃貸料の費用

※引受対象

- ・医師の資格を有するものであること
- ・被保険者が事業主であること
- ・事業主体において、その被保険者のほかに医師の資格を有するものがないこと

傷害保険(オプション)

⑥オプション 傷害による死亡・後遺障害補償特約

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされた場合、死亡保険金・後遺障害保険金を支払う。

⑦オプション 天災危険補償特約(傷害による死亡・後遺障害補償特約用)

地震・噴火または津波によって被った傷害による死亡・後遺障害を補償。

保険金額と月払保険料

①基本補償(所得補償保険)のみ

万一、被保険者が病気やけがで働けなくなった場合の就業不能中の所得を補償します。

保険料表 (単位: 円)

(保険期間 1 年・対象期間 1 年・支払対象外期間 7 日・職種級別 1 級・月払・団体割引 30%)

型	0103	0105	0110	0112	0115	0120	0125	0130
基本補償 所得	30万円	50万円	100万円	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
オプション 傷害 (※)	-	-	-	-	-	-	-	-
満年齢 (歳)	月払保険料							
20-24	1,950	3,250	6,500	7,800	9,750	13,000	16,250	19,500
25-29	2,220	3,700	7,400	8,880	11,100	14,800	18,500	22,200
30-34	2,730	4,550	9,100	10,920	13,650	18,200	22,750	27,300
35-39	3,420	5,700	11,400	13,680	17,100	22,800	28,500	34,200
40-44	4,260	7,100	14,200	17,040	21,300	28,400	35,500	42,600
45-49	5,070	8,450	16,900	20,280	25,350	33,800	42,250	50,700
50-54	5,880	9,800	19,600	23,520	29,400	39,200	49,000	58,800
55-59	6,300	10,500	21,000	25,200	31,500	42,000	52,500	63,000
60-69	6,630	11,050	22,100	26,520	33,150	44,200	55,250	66,300
70-74	9,930	16,550	33,100	-	-	-	-	-
75-79	13,230	22,050	-	-	-	-	-	-
80-89 (更改のみ)	19,860	33,100	-	-	-	-	-	-

- (※) 傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。
- 保険料について
- 保険料は男女同一です。
 - 保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
 - ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますのであらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 - 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（令和8年3月現在）

保険金額と月払保険料

①基本補償(所得補償保険) + ⑥傷害による死亡・後遺障害補償特約

万一、被保険者が病気やけがで働けなくなった場合の就業不能中の所得を補償します。
また、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをされた場合の死亡・後遺障害保険金をお支払いします。

保険料表（単位：円）

（保険期間1年・対象期間1年・支払対象外期間7日・職種級別1級・月払・団体割引30%）

型	0202	0205	0207	0210	0215	0220	0225	0230
基本補償 所得	20万円	50万円	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
オプション 傷害（※）	2,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
満年齢（歳）	月払保険料							
20-24	2,840	7,100	9,940	14,200	17,450	20,700	23,950	27,200
25-29	3,020	7,550	10,570	15,100	18,800	22,500	26,200	29,900
30-34	3,360	8,400	11,760	16,800	21,350	25,900	30,450	35,000
35-39	3,820	9,550	13,370	19,100	24,800	30,500	36,200	41,900
40-44	4,380	10,950	15,330	21,900	29,000	36,100	43,200	50,300
45-49	4,920	12,300	17,220	24,600	33,050	41,500	49,950	58,400
50-54	5,460	13,650	19,110	27,300	37,100	46,900	56,700	66,500
55-59	5,740	14,350	20,090	28,700	39,200	49,700	60,200	70,700
60-69	5,960	14,900	20,860	29,800	40,850	51,900	62,950	74,000
70-74	8,160	20,400	28,560	40,800	-	-	-	-
75-79	10,360	25,900	-	-	-	-	-	-
80-89 （更改のみ）	14,780	36,950	-	-	-	-	-	-

（※）傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

保険料について

- 保険料は男女同一です。
- 保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますのであらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。
ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。（令和8年3月現在）

保険金額と月払保険料

①基本補償(所得補償保険)

+ ②入院による就業不能時追加補償特約 (支払対象外期間0日)

万一、被保険者が病気やけがで働けなくなった場合の就業不能中の所得を補償します。
基本補償の支払対象外期間(7日)中であっても、入院による就業不能期間を保険金
支払対象とします。

保険料表 (単位: 円)

(保険期間1年・対象期間1年・支払対象外期間7日・職種級別1級・月払・団体割引30%)

型	0305	0307	0310	0315	0320	0325	0330
基本補償 所得	50万円	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
オプション 傷害(※)	-	-	-	-	-	-	-
満年齢(歳)	月払保険料						
20-24	4,100	5,740	8,200	12,300	16,400	20,500	24,600
25-29	4,600	6,440	9,200	13,800	18,400	23,000	27,600
30-34	5,500	7,700	11,000	16,500	22,000	27,500	33,000
35-39	6,700	9,380	13,400	20,100	26,800	33,500	40,200
40-44	8,350	11,690	16,700	25,050	33,400	41,750	50,100
45-49	10,050	14,070	20,100	30,150	40,200	50,250	60,300
50-54	11,500	16,100	23,000	34,500	46,000	57,500	69,000
55-59	12,300	17,220	24,600	36,900	49,200	61,500	73,800
60-69	12,750	17,850	25,500	38,250	51,000	63,750	76,500
70-74	25,450	35,630	50,900	-	-	-	-
75-79	38,200	-	-	-	-	-	-
80-89 (更改のみ)	38,200	-	-	-	-	-	-

(※) 傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

保険料について

- 保険料は男女同一です。
- 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますのであらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和8年3月現在)

保険金額と月払保険料

①基本補償(所得補償保険)

+ ②入院による就業不能時追加補償特約 (支払対象外期間0日)

+ ⑥傷害による死亡・後遺障害補償特約

万一、被保険者が病気やけがで働けなくなった場合の就業不能中の所得を補償します。基本補償の支払対象外期間(7日)中であっても、入院による就業不能期間を保険金支払対象とします。

また、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをされた場合の死亡・後遺障害保険金をお支払いします。

保険料表 (単位: 円)

(保険期間1年・対象期間1年・支払対象外期間7日・職種級別1級・月払・団体割引30%)

型	0405	0407	0410	0415	0420	0425	0430
基本補償 所得	50万円	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
オプション 傷害 (※)	5,000万円	7,000万円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
満年齢 (歳)	月払保険料						
20-24	7,950	11,130	15,900	20,000	24,100	28,200	32,300
25-29	8,450	11,830	16,900	21,500	26,100	30,700	35,300
30-34	9,350	13,090	18,700	24,200	29,700	35,200	40,700
35-39	10,550	14,770	21,100	27,800	34,500	41,200	47,900
40-44	12,200	17,080	24,400	32,750	41,100	49,450	57,800
45-49	13,900	19,460	27,800	37,850	47,900	57,950	68,000
50-54	15,350	21,490	30,700	42,200	53,700	65,200	76,700
55-59	16,150	22,610	32,300	44,600	56,900	69,200	81,500
60-69	16,600	23,240	33,200	45,950	58,700	71,450	84,200
70-74	29,300	41,020	58,600	-	-	-	-
75-79	42,050	-	-	-	-	-	-
80-89 (更改のみ)	42,050	-	-	-	-	-	-

(※) 傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

保険料について

●保険料は男女同一です。

●保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

●ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。

年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますのであらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。

ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。(令和8年3月現在)

保険金額と月払保険料

①所得補償保険(基本補償)

+②入院による就業不能時追加補償特約 (支払対象外期間0日)

+③天災危険補償特約(所得補償保険用)

万一、被保険者が病気やけがで働けなくなった場合の就業不能中の所得を補償します。
基本補償の支払対象外期間(7日)中であっても、入院による就業不能期間を保険金
支払対象とします。

また、地震・噴火または津波によって被った傷害による就業不能を補償します。

保険料表 (単位: 円)

(保険期間1年・対象期間1年・支払対象外期間7日・職種級別1級・月払・団体割引30%)

型	0502	0505	0510	0515	0520	0525	0530
基本補償 所得	20万円	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
オプション 傷害 (※)	-	-	-	-	-	-	-
満年齢 (歳)	月払保険料						
20-24	1,680	4,200	8,400	12,600	16,800	21,000	25,200
25-29	1,880	4,700	9,400	14,100	18,800	23,500	28,200
30-34	2,240	5,600	11,200	16,800	22,400	28,000	33,600
35-39	2,740	6,850	13,700	20,550	27,400	34,250	41,100
40-44	3,420	8,550	17,100	25,650	34,200	42,750	51,300
45-49	4,100	10,250	20,500	30,750	41,000	51,250	61,500
50-54	4,700	11,750	23,500	35,250	47,000	58,750	70,500
55-59	5,020	12,550	25,100	37,650	50,200	62,750	75,300
60-69	5,200	13,000	26,000	39,000	52,000	65,000	78,000
70-74	7,800	19,500	39,000	-	-	-	-
75-79	10,400	26,000	-	-	-	-	-
80-89 (更改のみ)	15,580	38,950	-	-	-	-	-

(※) 傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

保険料について

- 保険料は男女同一です。
- 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますのであらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和8年3月現在)

保険金額と月払保険料

①所得補償保険(基本補償)

+②入院による就業不能時追加補償特約 (支払対象外期間0日)

+③天災危険補償特約(所得補償保険用)

+⑥傷害による死亡・後遺障害補償特約

万一、被保険者が病気やけがで働けなくなった場合の就業不能中の所得を補償します。基本補償の支払対象外期間(7日)中であっても、入院による就業不能期間を保険金支払対象とします。また、地震・噴火または津波によって被った傷害による就業不能を補償します。

急激かつ偶然な外来の事故によるケガをされた場合の死亡・後遺障害保険金をお支払いします。

保険料表 (単位: 円)

(保険期間1年・対象期間1年・支払対象外期間7日・職種級別1級・月払・団体割引30%)

型	0602	0605	0610	0615	0620	0625	0630
基本補償 所得	20万円	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
オプション 傷害(※)	2,000万円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
満年齢(歳)	月払保険料						
20-24	3,220	11,900	16,100	20,300	24,500	28,700	32,900
25-29	3,420	12,400	17,100	21,800	26,500	31,200	35,900
30-34	3,780	13,300	18,900	24,500	30,100	35,700	41,300
35-39	4,280	14,550	21,400	28,250	35,100	41,950	48,800
40-44	4,960	16,250	24,800	33,350	41,900	50,450	59,000
45-49	5,640	17,950	28,200	38,450	48,700	58,950	69,200
50-54	6,240	19,450	31,200	42,950	54,700	66,450	78,200
55-59	6,560	20,250	32,800	45,350	57,900	70,450	83,000
60-69	6,740	20,700	33,700	46,700	59,700	72,700	85,700
70-74	9,340	27,200	46,700	-	-	-	-
75-79	11,940	33,700	-	-	-	-	-
80-89 (更改のみ)	-	46,650	-	-	-	-	-

(※) 傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

保険料について

●保険料は男女同一です。

●保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

●ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。

年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますのであらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。

ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。(令和8年3月現在)

保険金額と月払保険料

①所得補償保険(基本補償)

+②入院による就業不能時追加補償特約 (支払対象外期間0日)

+③天災危険補償特約(所得補償保険用)

+⑥傷害による死亡・後遺障害補償特約

+⑦天災危険補償特約

(傷害による死亡・後遺障害補償特約)

万一、被保険者が病気やけがで働けなくなった場合の就業不能中の所得を補償します。基本補償の支払対象外期間(7日)中であっても、入院による就業不能期間を保険金支払対象とします。地震・噴火または津波によって被った傷害による就業不能を補償します。

また、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをされた場合の死亡・後遺障害保険金をお支払いします。地震・噴火または津波によって被った傷害による死亡・後遺障害を補償します。

保険料表 (単位: 円)

(保険期間1年・対象期間1年・支払対象外期間7日・職種級別1級・月払・団体割引30%)

型	0705	0707	0710	0715	0720	0725	0730
基本補償 所得	50万円	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
オプション 傷害(※)	5,000万円	7,000万円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
満年齢(歳)	月払保険料						
20-24	8,948	12,528	17,897	22,097	26,297	30,497	34,697
25-29	9,448	13,228	18,897	23,597	28,297	32,997	37,697
30-34	10,348	14,488	20,697	26,297	31,897	37,497	43,097
35-39	11,598	16,238	23,197	30,047	36,897	43,747	50,597
40-44	13,298	18,618	26,597	35,147	43,697	52,247	60,797
45-49	14,998	20,998	29,997	40,247	50,497	60,747	70,997
50-54	16,498	23,098	32,997	44,747	56,497	68,247	79,997
55-59	17,298	24,218	34,597	47,147	59,697	72,247	84,797
60-69	17,748	24,848	35,497	48,497	61,497	74,497	87,497
70-74	30,748	43,048	61,497	-	-	-	-
75-79	43,698	-	-	-	-	-	-
80-89 (更改のみ)	43,698	-	-	-	-	-	-

(※) 傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

保険料について

- 保険料は男女同一です。
- 保険料は、保険始期日(中途加入の場合、中途加入日)時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。

(令和8年3月現在)

④事業主費用補償特約

(従業員給与もしくは代診費用)

+ ⑥傷害による死亡・後遺障害補償特約

(081A・081B型のみ)

被保険者が身体障害を被り就業不能となった結果、事業主が事業主費用を負担することによって損失を被った場合に事業主に保険金をお支払いします。

また、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガをされた場合の死亡・後遺障害保険金をお支払いします。

※ 契約締結時に「給与等の費用」か「代行者雇い入れ費用」のいずれかを選択

保険料表（単位：円）(保険期間1年・対象期間1年・支払対象外期間7日・職種級別1級・月払・団体割引30%)

型	0803	0805	0806	0810	0815	0820	081A	081B
基本補償所得	30万円	50万円	60万円	100万円	150万円	200万円	100万円	150万円
オプション傷害（※）	-	-	-	-	-	-	1億円	1億円
満年齢（歳）	月払保険料							
20-24	1,950	3,250	3,900	6,500	9,750	13,000	14,200	17,450
25-29	2,220	3,700	4,440	7,400	11,100	14,800	15,100	18,800
30-34	2,730	4,550	5,460	9,100	13,650	18,200	16,800	21,350
35-39	3,420	5,700	6,840	11,400	17,100	22,800	19,100	24,800
40-44	4,260	7,100	8,520	14,200	21,300	28,400	21,900	29,000
45-49	5,070	8,450	10,140	16,900	25,350	33,800	24,600	33,050
50-54	5,880	9,800	11,760	19,600	29,400	39,200	27,300	37,100
55-59	6,300	10,500	12,600	21,000	31,500	42,000	28,700	39,200
60-69	6,630	11,050	13,260	22,100	33,150	44,200	29,800	40,850
70-74	9,930	16,550	19,860	33,100	-	-	-	-
75-79	13,230	22,050	-	-	-	-	-	-
80-89 (更改のみ)	19,860	33,100	-	-	-	-	-	-

(※) 傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

保険料について

- 保険料は男女同一です。
- 保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
- 年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますのであらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

⑤事業主費用補償特約 および事業一時休止費用追加補償特約

被保険者が身体障害を被り就業不能となった結果、代行者雇い入れ費用に加え、代行者を雇い入れるまでの間等、事業を一時的に休止せざるを得ない場合に事業主が支出した費用を補償します。

<代行者を雇い入れのために要した費用>

代行者を雇い入れたことにより事業主が代行者に対して支出した給与、交通費等の費用および代行者を雇い入れるために事業主が支出した求人広告費等の費用

<代行者を雇い入れるまでの間等事業主が一時的に休止せざるを得ない場合において

事業を休止した日から事業を再開した日までの間に支出を要した事業主が支払い続ける費用>

- ・給与等の費用
- ・地代家賃および営業用機器等の賃貸料の費用

保険料表（単位：円）

（保険期間１年・対象期間１年・支払対象外期間７日・職種級別１級・月払・団体割引３０％）

型	0910	0912	0915	0920
基本補償 所得	100万円	120万円	150万円	200万円
オプション 傷害（※）	－	－	－	－
満年齢（歳）	月払保険料			
20-24	6,500	7,800	9,750	13,000
25-29	7,400	8,880	11,100	14,800
30-34	9,100	10,920	13,650	18,200
35-39	11,400	13,680	17,100	22,800
40-44	14,200	17,040	21,300	28,400
45-49	16,900	20,280	25,350	33,800
50-54	19,600	23,520	29,400	39,200
55-59	21,000	25,200	31,500	42,000
60-69	22,100	26,520	33,150	44,200
70-74	33,100	－	－	－
75-79	－	－	－	－
80-89 （更改のみ）	－	－	－	－

（※）傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

保険料について

- 保険料は男女同一です。
- 保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますのであらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合はこの団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 保険契約者：全国医師協同組合連合会
■保険期間：令和8年7月1日午後4時から1年間となります。
■申込締切日：令和8年6月19日
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者：全国医師協同組合連合会の会員
●被保険者：全国医師協同組合連合会会員または配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居している親族ならびに使用人を被保険者としてご加入いただきます。（新規加入の場合、満20歳以上満79歳以下で有職の方（継続加入の場合は満89歳以下の方）にかぎります。

事業主費用補償特約（従業員給与型）をセットしたプランの場合は事業主と雇用関係がある従業員の方を被保険者としてご加入いただけます。

事業主費用補償特約（代行者雇い入れ費用）をセットしたプランの場合は事業主および事業主と雇用、委任等の契約関係がある方を被保険者としてご加入いただけます。

事業主費用補償特約、事業一時休止費用追加補償特約をセットしたプランの場合は、以下の条件をすべて満たす方を被保険者としてご加入いただけます。

①医師の資格を有する方であること
②事業主であること
③同一事業体において他の医師の資格を有する方がいないこと

※医師以外の方は満69歳以下の方にかぎります。（詳細は取扱代理店香川医師協同組合までお問い合わせください。）

- お支払方法：令和8年7月分から指定口座より毎月引落しします。（年12回払）
●お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の香川医師協同組合までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」※2をご提出いただけます。 ※2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から令和9年7月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の当月より指定口座から毎月引落しします。
●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

■無事故戻し返れい金：保険期間が満了した場合（保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合）において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、保険料の20％を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。
（注）保険期間の途中で解約（脱退）等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

所得補償保険（基本補償）（＊）	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 お支払いする保険金の額＝保険金額（月額）^{（※1）} × 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）^{（※2）} の月数^{（※3）} 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）^{（※2）} ＝ 就業ができない期間－支払対象外期間 （※1）加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。 （※2）加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。 （※3）就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 （注1）対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 （注2）原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注3）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 （注4）支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 （注5）通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 （※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 （注6）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。 （注7）入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間（日数）をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から7日までとなります。 （注8）入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）についても（注4）の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間（就業不能の開始した日から7日）を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。	● 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用 （治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{（※1）}を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{（※2）}のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 （天災危険補償特約をセットしない場合） など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能 （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
【事業主費用補償特約】 (従業員給与) 事業主が給与等の費用を支払っている被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能となり、事業主が雇用関係を継続しながら給与等の費用を被保険者に支出し続けた場合 事業主費用補償特約(＊)	【事業主費用補償特約】(従業員給与) 身体障害(病気またはケガ)により就業不能となった被保険者に対して、事業主が就業規則等に基づき対象期間内に実際に支出し続けた給与等の費用を保険金として事業主にお支払いします。 お支払いする保険金の額は、1回の就業不能につき、次の計算式によって算出した額を限度とします。 $\text{事業主費用保険金の額} = \text{特約保険金額(月額)}(\times 1) \times \text{対象期間内における就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}(\times 2) \text{の月数}(\times 3)$ $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}(\times 2) = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ (※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月にわたる額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。 (※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。 (※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合は就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2) 原因または時が異なっても発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 (注6) 支払対象外期間に発生した費用、および被保険者との雇用関係がなくなった後に発生した費用は、お支払いの対象になりません。 (注7) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。	● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合) など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨ 精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能

(＊) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
事業主費用補償特約(*)	【事業主費用補償特約】 (代診費用)	【事業主費用補償特約】(代診費用) 対象期間内に事業主が代行者雇い入れ費用として実際に支出した以下の費用を保険金として事業主にお支払いします。 ①代行者の給与、手当、交通費等の費用 ②代行者を雇い入れるための求人広告費等の費用	●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用 (治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
	被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった結果、事業主が被保険者の代行者を雇い入れるための費用等を負担した場合	【事業一時休止費用追加補償特約】 対象期間内に事業主が事業を休止した日から事業を再開した日までの間に支出した以下の費用を保険金として事業主にお支払いします。 ①事業主が給与等の費用を支払っていた従業員等に対して就業規則等に基づき支払い続ける給与等の費用 ②地代家賃および営業用機器等の賃貸料等の費用 【各特約共通】 お支払いする保険金の額は、1回の就業不能につき、次の計算式によって算出した額を限度とします 事業主費用保険金の額＝特約保険金額(月額)×(※1) ×対象期間内における就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)×(※2)の月数×(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)×(※2)＝ 就業ができない期間－支払対象外期間	●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合) など
事業主費用補償特約(*)	【事業一時休止費用追加補償特約】	(※1)加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月にわたる額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。 (※2)加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。 (※3)就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1)対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2)原因または時が異なっても発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体傷害を被った時から起算して1年を経過した跡に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注5)通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 (注6)支払対象外期間に発生した費用、被保険者との雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に発生した費用、事業主が事業を再開しなかった場合の事業一時休止費用に対しては、保険金をお支払いしません。 (注7)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。	●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能
	被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった結果、事業主が被保険者の代行者を雇い入れるまでの間等事業を一時的に休止せざるを得ない場合		

(*)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
傷害による死亡・後遺障害補償特約	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってケガをされた場合	(1)死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝特約保険金額の全額 (2)後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4％～100％をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝特約保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4％～100％）	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

（注）「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 （注）例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。

ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。

なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

●基本補償の保険金額の設定について

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度（※）を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

（※）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

・他の保険契約等（※）にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	85％以下
健康保険（例：給与所得者）	50％以下 ＊健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40％以下
共済組合（例：公務員）	40％以下

●事業主費用補償特約の保険金額の設定について

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。事業主費用補償特約の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

・他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

＜事業主費用補償特約(代診費用型)＞

被保険者	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
個人事業主本人が被保険者となる場合	85%以下
上記以外	100%以下

＜事業主費用補償特約(従業員給与型)＞

被保険者	他の保険契約等 ^(※) の加入の有無	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
加入者である事業主と雇用関係がある従業員の方	あり	他の保険契約等 ^(※) と合計して100%以下
	なし	100%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありませぬ。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
代行者	就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる方をいい、その被保険者の代行者と認められる方1名をいいます。
給与等の費用	賃金、給与、手当、賞与其他名称のいかなを問わず、労働の対価として事業主が従業員等に支払っていたすべてのものをいいます。ただし、退職金、見舞金、出張旅費・宿泊費、事業主が全額負担する保険料等を含みません。

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- * 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※) 保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知しなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
(注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
③ 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
④ 他の保険契約等がある場合 など
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎりず)を解除することを求めることができます。
お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>
保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。

* 中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2)身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

- 保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

- 傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。

また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)を

ご覧いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

☐ 職種級別はご加入いただく契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

☐ 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

☐ 被保険者は、医師の資格を有し、事業主で、同一事業体に他の医師がいない方ですか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱い代理店 香川医師協同組合 担当：古川・平井
〒761-2305 香川県綾歌郡綾川町滝宮220-1 TEL 087-876-5800 : FAX 087-876-5301
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 高松支店 高松第二支店
〒760-0027 香川県高松市紺屋町1-6 TEL 050-3798-8234 : FAX 087-804-3303
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
電話番号 03-4332-5241（全国共通） おかけ間違いにご注意ください。
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。